

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進します

都では、今年4月「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行しました。

緊急輸送道路と沿道建築物

緊急輸送道路とは、震災時に救急救命活動の生命線となり復旧・復興の大動脈の役割を担う道路を、沿道建築物とは、緊急輸送道路に接する建築物を指します。

震災時に緊急輸送道路の沿道建築物が1棟でも倒壊し、道路を閉塞（へいそく）してしまつと、緊急輸送道路の通行機能が失われ、広範囲に大きな影響を及ぼします。



- ①敷地が「特定緊急輸送道路」に接していること
- ②昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの
- ③道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

◆東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

市内特定緊急輸送道路



東京消防庁東久留米消防署 救命講習のご案内

23年度東京消防庁救急標語「日頃から 覚えて安心 応急手当」

身近にいる人が倒れたとき、あなたは何かができますか。いざというときのために、救命講習を受講しましょう。各講習とも東京消防庁が業務委託している公益財団法人東京防災救急協会の指導員が分かりやすく説明します。



上級救命講習
【日時】7月28日(木)・8月31日(水)、いずれも午前9時～午後5時

普通救命再講習

【日時】8月16日(火) 午後1時～3時20分
【内容】心肺蘇生法、AEDの取り扱い、窒息時の手当て、止血法の知識・実技の再確認
【対象】都内在住・在勤・在学の方(普通救命講習を受講していない方でも可)

共通事項

【費用】2600円(教材費)
【会場】コミュニティホール 東本町(東本町7ノ6)
【申し込み】詳しくは電話で公益財団法人東京防災救急協会 ☎03・5276・0995(平日の午前9時～午後4時)または同協会ホームページへ。

◆公益財団法人東京防災救急協会 <http://www.teate.jp/>

建築制限条例の一部を改正します

3月23日に南沢五丁目地区地区計画が施行されたことに伴い、東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を一部改正し、8月1日(月)から施行します。

改正の内容は、同地区計画区域内の地区整備計画が定められた「近隣商業地区」における建築物の用途、壁面の位置、高さの最高限度など、「建築物等に関する事項」のうち特に重要な事項を条例として追加しました。

条例に定められた事項は、は悪質な犯罪であるという認識と、「飲酒運転は絶対にしてはいけない」という強い意志を持つことが大切です。

飲酒運転させない TOKYOキャンペーン

7月22日(金)～28日(木)は夏季の「飲酒運転させない TOKYOキャンペーン」期間です。同キャンペーンは、飲酒運転をさせない社会環境の醸成を目指し、都と警視庁

が関係機関・団体と連携して実施するものです。飲酒運転は重大事故に直結し、当事者だけでなく周囲の人にも悲惨な結果を招きます。車を運転する方は、飲酒運転を撲滅

また、車を運転することを知らず、その人に飲酒を勧めること、酒を飲んで運転する恐れのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に乗ること、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。お互いに注意し合い、飲酒運転を撲滅しましょう。

南沢五丁目地区地区計画区域内で建築制限条例が適用される区域



飲酒運転は運転者にも周囲の人にも厳しい罰則が設けられています

◎運転者に対する処罰

酒酔い運転 = 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転 = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◎運転者以外の周囲の責任についての処罰

【車両提供者】(運転者と同じ処罰になります)

運転者が酒酔い運転 = 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転 = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【酒類の提供者・車両の同乗者】

運転者が酒酔い運転 = 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転 = 2年以下の懲役または30万円以下の罰金



◆都青少年・治安対策本部ホームページアドレス <http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/>

◆警視庁ホームページアドレス <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

付加年金を
ご存じですか
国民年金には、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。定額保険料(23年度は1万5020円)に400円の付加保険料を加えて納付すると、受給額は「200円×付加保険料納付月数」として計算されます。例えば、付加保険料を10カ



月納付すると、「200円×10カ月=2000円(年額)」が付加年金として加算されます。付加保険料の納付は申し込みをした月分からとなります。なお、付加年金は国民年金第一号被保険者(保険料の免除を受けている方、および国民年金基金加入者を除く)の方のみ申し込みができます。付加保険料のみ希望する方は、市保険年金課(市役所1階)で手続きをしてください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市都市計画課街路交通計画係 ☎470・7768へ。